

第4章 大田区成年後見制度等利用促進基本計画



計画策定の目的・位置づけ・計画の期間

計画策定の目的



超少子・高齢社会の進行に伴い、大田区においても認知症高齢者や障がい者等の増加や単身世帯の高齢者の増加が見込まれます。今後区民の権利と尊厳を守るため、成年後見制度等権利擁護支援の必要性はますます高まっていくものと考えられます。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、区民の権利を擁護する支援体制は重要な基盤となります。すべての区民がいつまでも安心して暮らすことのできる地域社会の実現が求められます。

成年後見制度等権利擁護支援の取組みを推進するために、制度の理解啓発や地域連携ネットワークの強化等、成年後見制度等権利擁護支援に関する施策を体系化し、総合的かつ計画的に推進することを目的とし第二期計画を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の第14条(市町村の講ずる措置)の規定に基づき策定するものです。

計画の期間

本計画は、令和6年度から令和10年度までの5年間の計画とします

基本目標、施策の方向性

基本目標

地域共生社会の実現に向け意思決定支援を基本とし、地域に暮らす区民が「自分らしく暮らし 互いに支えあう」地域づくりを進めます

施策の方向性



成年後見制度が、権利擁護支援のひとつの方法(手段)として正しく認識され、必要なときに適切に成年後見制度が利用されるよう、周知・理解啓発を推進します



元気なうちから将来に備えることで、本人の思いが尊重され、いつまでも自分らしく、安心して暮らせる生活の継続をめざします



権利擁護支援を担う人材として、多様な担い手(市民後見人、親族後見人、専門職後見人等)の確保・育成を推進します



地域連携ネットワークを強化し、支援が必要な人を早期に発見し、速やかに支援につなげられるよう地域全体で取り組みます



区の重点施策、施策

◆大田区の中核機関が重点的に取り組む事項

区の重点施策

- ◆権利擁護支援チームによる、本人主体の意思決定支援の浸透と専門職等の専門的知見と法的根拠に基づいた権利擁護支援検討会議の活用
- ◆成年後見制度等利用促進協議会による地域連携ネットワークの一層の充実支援が必要な方を早期発見・早期支援につなげる仕組みの構築
- ◆元気なうちに自ら備える老いじたく推進事業の拡充
- ◆市民後見人の活躍の場と親族後見人を含めたサポート体制
- ◆支援者向け成年後見制度等の理解啓発・意思決定支援研修会の開催
- ◆区長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

施策

- 施策1 権利擁護支援(成年後見制度等)の正しい理解と周知啓発
- 施策2 本人主体の意思決定支援の浸透
- 施策3 権利擁護支援を担う人材の確保
- 施策4 地域連携ネットワークの強化
- 施策5 権利擁護支援の支援策の充実

